第二節　存続連合会の業務等に関する事項

（基金中途脱退者の加入員であった期間）

第五十条　平成二十五年改正法附則第四十条第一項第一号の厚生年金基金の加入員であった期間は、老齢年金給付の額の算定の基礎となる加入員であった期間の計算の例により計算するものとし、第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第二十四条及び第四十一条の三の五第二項、第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第八十八条の三第一項並びに第六十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二条の五の三第二項の規定により老齢年金給付の額の算定の基礎として用いられるべき期間があるときは、当該厚生年金基金の加入員であった期間に当該老齢年金給付の額の算定の基礎として用いられるべき期間を加えるものとする。

2　平成二十五年改正法附則第四十条第一項第一号の政令で定める期間は、二十年とする。

（存続連合会の附帯事業）

第五十一条　平成二十五年改正法附則第四十条第四項第三号の存続連合会が行うことができる事業は、次に掲げるとおりとする。

一　会員の行う事業についての助言及び連絡

二　会員に関する教育、情報の提供及び相談

三　会員の行う事業及び年金制度に関する調査及び研究

四　前三号に掲げるもののほか、会員の健全な発展を図るために必要な事業

（存続連合会の業務の委託）

第五十二条　存続連合会が平成二十五年改正法附則第四十条第九項の規定に基づき、その業務の一部を信託会社（同項に規定する信託会社をいう。次項において同じ。）、信託業務を営む金融機関、生命保険会社（同条第九項に規定する生命保険会社をいう。次項において同じ。）及び農業協同組合連合会（同条第九項に規定する農業協同組合連合会をいう。次項において同じ。）以外の法人に委託する場合にあっては、第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第二十九条第一項に規定する指定法人に委託しなければならない。

2　存続連合会が平成二十五年改正法附則第四十条第九項の規定に基づき、その業務の一部を信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会その他の法人に委託する場合においては、存続連合会の事業の実施に支障を及ぼすことがないよう、委託先の財務内容その他の経営の状況を勘案して委託先を選定しなければならない。

第三節　基金中途脱退者等に対する給付等に関する事項

（存続連合会老齢給付金等の額の基準）

第五十三条　平成二十五年改正法附則第四十二条第三項、第四十三条第三項、第四十六条第三項及び第四十七条第三項の規定により存続連合会が支給する存続連合会老齢給付金及び存続連合会遺族給付金、平成二十五年改正法附則第四十四条第三項及び第四十八条第三項の規定により存続連合会が支給する存続連合会障害給付金及び存続連合会遺族給付金並びに平成二十五年改正法附則第四十五条第三項及び第四十九条第三項の規定により存続連合会が支給する存続連合会遺族給付金の額は、平成二十五年改正法附則第四十二条第三項、第四十三条第三項、第四十四条第三項、第四十五条第三項、第四十六条第三項、第四十七条第三項、第四十八条第三項及び第四十九条第三項の移換金並びにその運用収入の額に照らし、厚生労働省令で定めるところにより、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならない。

（存続連合会が支給する存続連合会遺族給付金等に関する読替え）

第五十四条　平成二十五年改正法附則第四十五条第四項において改正後確定給付企業年金法第五十四条の規定を準用する場合においては、同条中「加入者又は加入者であった者」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第四十九条第一項に規定する終了制度加入者等」と読み替えるものとする。

2　平成二十五年改正法附則第四十九条第四項において改正後確定給付企業年金法第五十四条の規定を準用する場合においては、同条中「加入者又は加入者であった者」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第四十九条第一項に規定する終了制度加入者等」と読み替えるものとする。

3　平成二十五年改正法附則第五十一条において改正後確定給付企業年金法第三十四条、第三十六条第一項、第三十七条、第三十八条、第四十条、第四十四条、第四十六条から第四十八条まで及び第五十二条から第五十四条までの規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる改正後確定給付企業年金法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十四条第一項ただし書	老齢給付金、脱退一時金及び遺族給付金	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第四十二条第三項、第四十三条第三項及び第四十七条第三項の存続連合会老齢給付金（以下「存続連合会老齢給付金」という。）並びに平成二十五年改正法附則第四十二条第三項、第四十三条第三項、第四十五条第三項、第四十六条第三項、第四十七条第三項及び第四十九条第三項の存続連合会遺族給付金
第三十四条第二項	障害給付金	平成二十五年改正法附則第四十四条第三項及び第四十八条第三項の存続連合会障害給付金（以下「存続連合会障害給付金」という。）
第三十六条第一項	老齢給付金	存続連合会老齢給付金
	加入者又は加入者であった者	平成二十五年改正法附則第四十二条第三項の基金中途脱退者、平成二十五年改正法附則第四十三条第三項の解散基金加入員、平成二十五年改正法附則第四十六条第三項の確定給付企業年金中途脱退者又は平成二十五年改正法附則第四十七条第三項の終了制度加入者等
第三十七条第一項	老齢給付金	存続連合会老齢給付金
	事業主等	平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）
第三十七条第二項、第三十八条及び第四十条	老齢給付金	存続連合会老齢給付金
第四十四条及び第四十六条	障害給付金	存続連合会障害給付金
第四十七条	遺族給付金は	平成二十五年改正法附則第四十二条第三項、第四十三条第三項、第四十四条第二項、第四十六条第三項、第四十七条第三項及び第四十八条第三項の存続連合会遺族給付金（以下「存続連合会遺族給付金」という。）は